



自転車等のヘルメットを 着用して安全を 守りましょう

マーク表示のある
ヘルメットを使用しよう!



©Kurosaki Gen

ヘルメットをせずに自転車で走行していたところ、カギに付けていたキーホルダーが後車輪に入り込み、コントロールを失って停車中の自動車にぶつかった後、自転車ごと溝に転落した。自力で保護者に連絡後、救急搬送された。左顔面に擦り傷あり。CTでは左眼窩底(ひだりがんかてい) ふきぬけ骨折があり、その日に入院した。

(当事者：18歳)

ひとことアドバイス

- 2023年4月1日からすべての自転車利用者に、2023年7月1日から特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の利用者に、ヘルメット着用が努力義務化されました。安全のため着用するよう努めましょう。
- ヘルメットは、安全が確認されたJIS、SG、JCF、CE(ただしEN1078に限る)、CPSC等の規格等への適合を示すマークのあるものを使いましょう。頭の形は人によって異なります。実際にかぶって合っているかを確認するとよいでしょう。
- 顔が出すぎていたり、斜めにかぶったり、あごひもが緩かったりすると、頭部を保護できません。取扱説明書を読んで正しく着用しましょう。
- 1歳未満の子どもにヘルメットを適切に着用させることは困難です。1歳未満の子どもを連れているときは、自転車以外の移動方法を検討しましょう。



さぼーとくん

発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 **829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時~17時** (土日祝も可 月曜定休)